

改正（令和3年4月版）

現行（令和2年4月版）

福井市測量業務共通仕様書

第1章 総則

1-1-2 用語の定義

27.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを有効とする。
なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。

(1)電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

福井市地質調査業務共通仕様書

第1章 総則

1-1-2 用語の定義

27.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを有効とする。
なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。

(1)電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

1-1-9 照査技術者及び照査の実施

2.設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 (5)照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名のうえ管理技術者に提出するものとする。

福井市土木設計業務等共通仕様書

第1編 共通編 第1章 総則

1-1-2 用語の定義

29.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを有効とする。
なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。

(1)電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

1-1-8 照査技術者及び照査の実施

2.設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 (6)照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名の上、管理技術者に提出するものとする。

福井市測量業務共通仕様書

第1章 総則

1-1-2 用語の定義

27.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

(1)緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。

(2)電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

福井市地質調査業務共通仕様書

第1章 総則

1-1-2 用語の定義

27.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

(1)緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。

(2)電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

1-1-9 照査技術者及び照査の実施

2.設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 (5)照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。

福井市土木設計業務等共通仕様書

第1編 共通編 第1章 総則

1-1-2 用語の定義

29.「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

(1)緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。

(2)電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

1-1-8 照査技術者及び照査の実施

2.設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 (6)照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印の上、管理技術者に提出するものとする。